

富山県内事業者の皆さまへ

経営課題の解決を サポート！

新規活用コース
追加！

(補助率大幅アップ)

首都圏等の優秀な人材を副業として
迎え入れ課題解決を行う、新たな人材
活用手段が注目されています。

貴社でも、この副業人材活用を
始めてみませんか？



副業・兼業人材 活用促進事業費補助金

新設

タイプA【新規活用コース】

補助対象経費：人材紹介会社に支払う手数料、副業・兼業人材に支払う報酬・交通費・旅費

補助率：対象経費の 8/10、上限 500,000円/人

(※ 初めて副業・兼業人材を利用する事業者向け)

タイプB【2回目以降活用コース】

補助対象経費：人材紹介会社に支払う手数料

補助率：対象経費の 1/2、上限 88,000円/人

(※ 補助事業者につき副業・兼業人材3名限り)

○補助対象

富山県内に事業所を有する中小企業、医療法人、社会福祉法人又は個人事業主等

○申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月10日 ※補助金予算額に達した時点で募集を停止



【令和7年度】 富山県副業・兼業人材活用促進事業費補助金

富山県では、県内中小企業等が富山県人材活躍推進センターに設置した富山県プロフェッショナル人材戦略本部への相談を通じて、副業・兼業人材と業務委託を行なう際、経費の一部を助成します。

補助対象・補助要件・補助対象経費・補助率・補助限度額

＜補助対象＞ 富山県内に事業所を有する中小企業、医療法人、社会福祉法人または個人事業主

		タイプA 【新規活用コース】	タイプB 【2回目以降活用コース】
補助要件	プロフェッショナル人材戦略本部への利用相談	○ (初回利用)	○ (要)
	過去にプロフェッショナル人材戦略本部を通じた副業・兼業人材の活用実績	× (過去に無し)	○ (不問)
補助対象経費	① 登録人材紹介会社に支払う紹介手数料等の経費	○	○
	② 副業・兼業人材に支払う報酬	○	× (対象外)
	③ 副業・兼業人材の交通費、旅費	○	× (対象外)
補助率 (上記補助対象経費に対し)		10分の8 以内	2分の1 以内
補助限度額 (税抜き額)		人材1名限り 500千円/人	補助事業者につき 副業・兼業人材3名限り 88千円/人
		補助対象期間中の最大5ヶ月間の経費に対する補助	補助対象期間中における対象経費に対する補助

補助金額の例

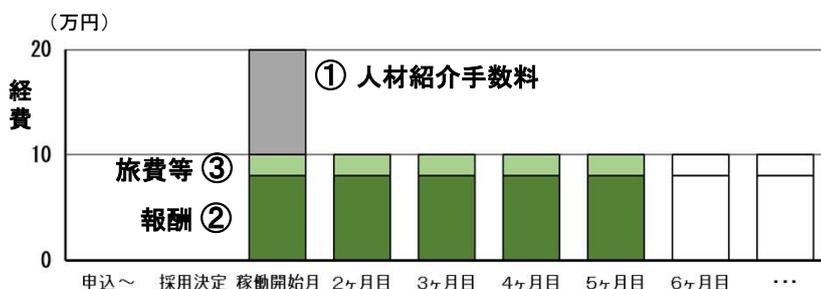
※ 仮の経費事例にて補助金額を試算 →

計算例 (経費①②③:税抜き額)

- ①人材紹介手数料 = 10万円
- ②副業兼業人材への報酬 = 8万円/月
- ③副業兼業人材の旅費等 = 2万円/月

【タイプA】の場合
補助対象経費 ①+②x5+③x5 = 60万円
補助金額 = 60 x 8/10 = 48万円

【タイプB】の場合
補助対象経費 ① = 10万円
補助金額 = 10 x 1/2 = 5万円



補助対象期間及び申請期間・申請方法

○補助対象期間及び申請期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月10日

※補助金交付決定額が予算額に達した時点で募集を停止します

○申請方法

補助金の交付申請は、契約(契約の内定を含む。)日から、就業を開始する日の前日までに、次の①～④いずれかの方法で申請してください。

※当該日が土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その前日

- ①電子申請 ②提出書類を電子メールで送付 ③提出書類を郵送 ④提出書類を持参 (詳細は、表面に記載の富山県ホームページでご確認ください)